

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条	新感染症に係る消毒その他の措置	指導予防課

新感染症の発生を防止し、又はまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある場所、生活用水、建物等の使用について、制限又は禁止することができる。

その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

新感染症の発生を防止し、又はまん延を防止するために必要があると認めるとき

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。